



栃木県公報

平成29年
12月19日(火)
号外
第52号

目次

告示

○知事指定薬物の指定..... 1

告示

栃木県告示第566号

栃木県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年栃木県条例第31号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年12月19日

栃木県知事 福田 富一

1 知事指定薬物の名称

- (1) アダマンタン-1-イル=1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキシラート（通称名ACBL(N)-O18）及びその塩類
- (2) 1-(4-エチルフェニル)-N-(2-メトキシベンジル)プロパン-2-アミン（通称名4-EA-NBOMe）及びその塩類
- (3) 2-[(4-ブロモ-2, 5-ジメトキシフェネチルアミノ)メチル]フェノール（通称名25B-NBOH, 2C-B-NBOH, NBOH-2C-B）及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力発生の日

平成29年12月20日

(薬務課)